

議案第 61 号

多可町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

多可町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方
自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議
決を求める。

平成 28 年 6 月 6 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

平成 年 月 日
条例 第 号

多可町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例
第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号を次のように改める。

- (1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第5項に規定す
る事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業
実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>